



日本生命

令和4年9月30日  
政策局共創推進課  
日本生命保険相互会社

## 横浜市と日本生命保険相互会社が 市民の健康寿命の延伸と多様性尊重社会の実現に向けて 包括連携協定を締結します！

横浜市では、多世代が健康に活躍できる地域社会づくりやスポーツを通じた健康増進について、健康横浜21、横浜市スポーツ推進計画など様々な施策・計画に基づき取組を進めています。

また、日本生命保険相互会社では、「人生100年時代」を一人一人が安心して・自分らしくより豊かに生きる“明るい長寿時代”を推進しています。全国に店舗・職員がいるネットワークを生かし、地域社会に根差した健康づくりやスポーツ振興など様々な分野の取組を実践しています。

今回、日本生命保険相互会社と相互に連携し、市民の健康寿命の延伸及び多様性尊重社会の実現を共通ビジョンに据えた包括連携協定を締結します。

### 連携協定の内容

- 共通ビジョンに基づいた連携項目を両者で取り組みます。
- 日本生命保険相互会社の市内5支社等・グループ会社等とも連携しながら幅広い分野の取組を展開していきます。

#### 共通 ビジョン

#### ①横浜市民 377万人の健康寿命の延伸

いくつになっても、**できるだけ自立した生活を送ることができる社会**を目指す

#### ②多様性尊重社会の実現

性別・年齢・障害の有無等に関わらず、**多様な選択を実現できる社会**を目指す

連携項目	
①横浜市民 377万人の健康寿命の延伸	1. 市民の健康づくり・疾病予防の推進に関する事
	2. 高齢者の介護予防の推進と認知症に対する理解促進に関する事
②多様性尊重社会の実現	3. こども・青少年の健全育成、教育の推進に関する事
	4. スポーツを通じた健康増進と共生社会の実現に関する事
	5. 男女共同参画社会の実現に関する事
	6. その他地域活性化に関する事



## 連携項目ごとの具体的な取組

### 1. 市民の健康づくり・疾病予防の推進に関すること

- －生活習慣病、乳がんなどの疾病予防に関するイベント・セミナーの開催
- －がん検診受診率・特定健診受診率向上に向けた活動
- －「横浜健康経営認証」制度※の普及活動、健康経営を中心とした市内企業向けセミナーの開催

※「横浜健康経営認証」制度：

従業員等の健康保持・増進の取組が、企業の収益性を高める投資であると捉え、従業員の健康づくりを経営的な視点から考え、戦略的に実践する「健康経営」に取り組む事業所を、横浜健康経営認証事業所として認証

### 2. 高齢者の介護予防の推進と認知症に対する理解促進に関すること

- －介護予防の普及啓発等の推進
- －認知症に関する正しい理解を営業職員等に広めるため、認知症サポーター養成講座受講を推進

### 3. こども・青少年の健全育成、教育の推進に関すること

- －ライフデザイン教育（出前授業・受入授業）の実施
- －横浜市立大学「市大エクステンション講座」での各種セミナー企画（令和5年～実施）
- －樹木名プレートや木のしおりの学校への寄贈

### 4. スポーツを通じた健康増進と共生社会の実現に関すること

- －年齢や性別、障害の有無や国籍などに関わらず、誰もがスポーツに取り組むことを目指す
- 「スポーツ推進計画」に沿った企画の実施
- －日本生命所属オリンピック・パラリンピック選手等によるスポーツ教室、体験会、講演会の開催

### 5. 男女共同参画社会の実現に関すること

- －女性活躍や多様で柔軟な働き方の推進に関する普及啓発

お問合せ先			
(連携協定全般)	政策局共創推進課長	粕谷 美路	Tel 045-671-4394
(日本生命保険相互会社)	公務第三部法人課長	生駒 陽子	Tel 03-5533-5694

## 横浜市と日本生命保険相互会社との包括連携に関する協定書

横浜市（以下「甲」という。）と日本生命保険相互会社（以下「乙」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が緊密に連携することにより、双方が有する人的・物的資源を有効に活用して、市民の福祉の向上、地域の活性化等を図ることを目的とする。

### （共通ビジョン）

第2条 甲及び乙は、次の共通ビジョンを据えて、実現に向けた取組を推進・連携するものとする。

- （1）横浜市民の健康寿命の延伸
- （2）多様性尊重社会の実現

### （連携事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携、協力して取り組むものとする。

- （1）市民の健康づくり・疾病予防の推進に関すること。
  - （2）高齢者の介護予防の推進と認知症に対する理解促進に関すること。
  - （3）こども・青少年の健全育成、教育の推進に関すること。
  - （4）スポーツを通じた健康増進と共生社会の実現に関すること。
  - （5）男女共同参画社会の実現に関すること。
  - （6）その他地域活性化に関すること。
- 2 前条に定める連携・協力事項を実施するに当たり、乙は、市民や顧客等に対し、自己の事業と甲の事業や取組とが、密接な関連性を有するものであるという誤解を与えないよう、十分に配慮しなければならない。
- 3 具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。
- 4 甲及び乙は、連携・協力事項に紐づく取組内容の見直しについて、有効期間ごとに協議を行い、甲乙合意の上決定する。

### （有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結日から5年間（令和9年（2027年）3月31日まで）とする。ただし、甲または乙から本協定の改廃の申し

入れがないときは、本協定の有効期間が5年間延長されたものとみなし、その後も同様とする。

(個人情報の保護)

第5条 甲及び乙は、この協定に基づき取り扱う個人情報及び知り得た個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び横浜市個人情報保護条例に従い、適正に管理しなければならない。

2 前項に規定する個人情報の取り扱いは、本協定の終了後においても継続するものとする。

(協議事項)

第6条 本協定に定めのない事項及び疑義のある事項については、甲乙間で誠意をもって協議し、これを決定する。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が各自押印の上、各自1通を保有する。

令和4年 9月 30日

(甲) 神奈川県横浜市中区本町6丁目50番地の10  
横浜市  
横浜市長 山中 竹春

(乙) 大阪府大阪市中央区今橋三丁目5番12号  
日本生命保険相互会社  
代表取締役社長 清水 博